

鹿沼市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、鹿沼市長から監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年3月24日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

1 総合政策部

監査の種類	地方自治法第199条第2項の規定による行政監査
監査結果報告日	令和4年12月21日付 監第49号
措置結果通知日	令和5年1月11日付 総第241号
監査結果	<p>(指摘事項)</p> <p>随意契約についての行政監査において、鹿沼市財務規則第76条の2では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の随意契約をする場合、「(1) 契約を締結する前において、当該契約の名称、履行場所、契約の概要、当該契約の相手方の名称、資格要件及び締結の時期について公表すること」、「(2) 契約を締結した後において、当該契約の相手方となった者の名称及び所在地、契約金額、契約締結日並びに契約期間について公表すること」と定めているが、総合政策部、保健福祉部、農業委員会事務局において公表していない課等が確認された。該当の契約事務内容を再度整理し、規則通り運用することを求める。</p>
措置内容	<p>令和4年度分については、一覧表をデータ管理し年度末に公表することとした。また、年度途中で公表を求められたときは紙に出力し、閲覧に供することとした。</p> <p>令和5年度以降については、契約締結前の公表として、当初予算の議決後から閲覧に供し、契約締結後の公表として、1年度分をまとめて当該年度末に公表することとする。</p>

2 保健福祉部

監査の種類	地方自治法第199条第2項の規定による行政監査
監査結果報告日	令和4年12月21日付 監第49号
措置結果通知日	令和5年2月10日付 保第1752号
監査結果	<p>(指摘事項)</p> <p>随意契約についての行政監査において、鹿沼市財務規則第76条の2では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の随意契約をする場合、「(1) 契約を締結する前において、当該契約の名称、履行場所、契約の概要、当該契約の相手方の名称、資格要件及び締結の時期について公表すること」、「(2) 契約を締結した後において、当該契約の相手方となった者の名称及び所在地、契約金額、契約締結日並びに契約期間について公表すること」と定めているが、総合政策部、保健福祉部、農業委員会事務局において公表していない課等が確認された。該当の契約事務内容を再度整理し、規則通り運用することを求める。</p>
措置内容	<p>該当の契約事務内容を再度整理し、幹事課に「保健福祉部随意契約(3号・4号)公表簿」を備えた。今後も規則通り運用する。</p>